

情報機器を使いこなせる南郷中生を目指して

便利な情報機器を上手に使いこなし、安心安全に活用して生活するためには、学習と同じように、情報に関する「知識・技能」「思考・判断・表現」「姿勢・態度・人間性」が大きくかかわっています。情報機器の使用で影響を及ぼす3つについてまとめました。今後の情報機器の使用に生かしてくれると信じています。

①社会への影響⇒「法律違反」

情報機器の使用に関わる主な法律

☆刑法 ☆サイバーセキュリティ基本法 ☆**著作権法**
☆有線電気通信法 ☆電気通信事業法 ☆**個人情報保護法**
☆電子署名及び認証業務に関する法律 ☆電波法
☆特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
☆電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の
認証業務に関する法律

★**不正アクセス行為の禁止等に関する法律**

※いじめやトラブルなどが法律に触れるものである可能性もあります。



★不正アクセス行為の禁止等に関する法律について

不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）は、不正アクセス行為や、不正アクセス行為につながる識別符号（ID・パスワード）の不正取得・保管行為、不正アクセス行為を助長する行為等を禁止する法律です。不正アクセス行為とは、**ID やパスワードによりアクセス制御機能が付されている情報機器やサービスに対して、他人の ID・パスワードを入力したり、脆弱性を突いたりなどして、本来は利用権限がないのに、不正に利用できる状態にする行為**をいいます。

守れていますか？

②他人への影響⇒「他人への迷惑」

- ・健康被害「睡眠不足」「視力低下」「不安からくる心身の不調」など
- ・SNS 等でのトラブルやいじめ
⇒「誹謗中傷や暴言」⇒『脅迫罪』など
- ・氏名や写真を勝手に SNS 等に載せる⇒『個人情報保護法』

③自分への影響⇒「自分への被害」

- ・健康被害⇒「睡眠不足」「視力低下」
「不安からくる心身の不調」など
- ・トラブルやいじめによる不安⇒「不登校」など



南郷中学校では「**学力向上に向けて、iPad を有効に活用してもらうため**」に夏休み中家庭への持ち帰りを許可しています。iPad を使用する目的は何かをしっかりと確認して上手に活用してほしいと思います。情報機器は使い方を誤ると「**トラブルの原因**」になったり、「健康被害」を及ぼしたりと危険も隣り合わせです。今後も社会の情報化がどんどん進んでいく中で、**情報機器に操られるのではなく、情報機器を操り、使いこなせる南郷中生**になってほしいと願っています。